KSKP　一九八四年八月二〇日第三種郵便物認可　毎日発行

KSKP 兵家連

（平成８年９月）　No. 23

編集人
(社)兵庫県精神障害者家族会連合会
西浦三郎
〒650 神戸市中央区橘通４丁目１－28
辻ビル２Ｆ
ＴＥＬ078－360－2618
ＦＡＸ078－360－2615

家族会の皆様へ

兵家連副会長　東口カツ

平成５年12月障害者基本法が制定されて、精神障害者自身と家族の将来の展望も少しは明るくなるのではないか、と私自身期待をしておりましたが、まだまだ道のりは遠く厳しいようです。

今年になって尼崎市では、障害者福祉新長期計画策定委員会が発足し、その計画の終了が今年の８月頃との事です。私も家族会の代弁者として出席しておりますが、如何せん法体系の違いで、こちらはあくまでも精神保健法のわく内で、福祉の二文字が加えられても名ばかりのもの、あらためて法律のきびしさを身にしみて感じている昨今です。

尼崎市の精神障害者に交付されているバス券も初めは、全国の話題となりましたが、障害者手帳が交付されるや、他の障害者団体と同様、三級の者には交付されないことになり物議をかもしましたが、この問題の解決も先送りされています。

私は、このような朝令暮改の施策は、厳しく戒めなければいけないと思います。家族は、１人でも多く、全家連へ結集し、地方組織の強化に努力して、法律改正の運動をたえまなく続けていこうではありませんか。

会員の皆様の一層のご協力をお願い致します。

麦の郷のめざすもの

和歌山市障害者総合リハビリテーション施設・麦の郷
伊藤静美

シンポジュームで発言する伊藤氏

— 精神科リハビリテーションとは… —

全人間的権利の回復である。

生まれながらに誰もが持っている、人間であることのさまざまな権利や尊厳が、精神を病んだということによって人格まで否定されたり、人間社会から弾き出されたりしていた人たち。その人たちの諸権利を再び回復させるために、トータルな場（働く場・生活の場・活動する場など）やその環境を整備することによって権利の回復を図る。

そのような場を準備してきたのが、精神障害者総合リハビリテーション施設・麦の郷です。精神科リハビリテーションとは、身体障害者や脳血管障害者の人たちが受ける機能訓練などを意味する言葉ではなく、これは崇高な思想です。そして精神科リハビリテーションの主体は、あくまでもメンバー自身であり、私たちは寄り添いながら生きる人生の伴走者（援助者）です。

麦の郷で特に力を注いできたのは職業におけるリハビリテーションでした。それは、労働をただ経済的な報酬を得るという手段としてとらえるのではなく、働くという活動の中にこそ心理的、社会的、物質的に人間の成長に及ぼす豊かさを見いだすことができたからです。労働を人間発達の手段としてとらえました。

(1) 患者としてではなく、社会的に生活をする人として働いているのだという、わかりやすい指標になります。

(2) 他の人からの期待を受けているという感覚と、それに応えられた（目標達成）時の充実した満足感を感じることができます。

(3) 一日の自分の時間の区分。働き、休息するというメリハリのある生活感。

(4) 報酬によって、欲求を満たすことができる幸福感と人生の質の向上をめざせます。

麦の郷は全人間的復権をめざしています。

— 住民主体の活動へ〜人にやさしい福祉の街づくりをめざして〜 —

この原稿を書くにあたって、兵家連の西浦三郎会長より、麦の郷の運動で特に街頭啓発活動について書くようにとの依頼がありました。

十一年間にわたって延々と続けられている街頭啓発キャンペーンを当時を振り返りながら述べてみることにします。

まず、十一年前、昭和59年時の和歌山県における精神医療保健行政はどうなっていたかといいますと、精神病院への措置率の高さや在院日数の長さは、全国で最下位という不名誉な位置に長くいた県です。

地域はというと、共同作業所はおろか、家族会もなく、保健所には相談員（PSW）とて

なく、デイケアーは一保健所だけ申し訳程度に月一回行われているという貧弱なものでした。その上に、県民の頼みの綱とも思える精神衛生センター（当時名）には所長が一人という状態が長く続いており、これではとうてい百万県民のニーズには応えるどころか、全くもって無策といわざるを得ませんでした。

このようなことがわかってから私たちは、精神障害者の問題解決を行政に依存しているだけではできないと気付き、当事者と関係者が多くの市民を巻き込むために、和歌山県縦断キャンペーンの行動を起こしました。

県内9か所において、“精神障害者の自立への道を拓く”県民対話運動です。

この当時、和歌山市（人口40万）においては、保健所は入院斡旋機関と化し、地域に生きる精神障害者には何の手だてもありません。麦の郷の母体である知的障害者の授産施設（くろしお作業所）に事務局を置き、家族会の組織を作り出しながら、何も知らない、また知る術のなかった家族の人たちと一緒に勉強を続けました。そのような関係で、今もって和歌山の家族会の事務局は、県・市とも麦の郷にあります。

だからこそ、民間が主導で作り出した家族の会の拠点となり、住民と共に福祉の街づくりへと発展させることができたのだと思います。

今も毎月第四日曜日には当事者や関係者が街頭に立ちます。そして道行く人々に精神障害者や社会的弱者と共に生きる街づくりを！と訴えています。

130回以上にもなる街頭キャンペーンは多くの人たちの共感を呼び、和歌山県における精神障害者の自立への道を切り拓いてきました。

作業所かけあし訪問記その1

兵家連　岡野和彦・多田トモ子

アンケートによる作業所の基礎調査、震災の影響調査がすんで、その調査を補強する意味で作業所訪問をしたのは、7月、8月の暑い暑い最中のことでした。1作業所30分という、まさに駆け足の訪問でしたが、どの作業所からも歓迎され（た、と思っています）、作業現場を実際に見せて貰ったり、作業所指導員や関係者の方のお話を直に聞くことができて、とても参考になりました。

作業所は、利用者の参加の割りには、狭い借家・借間の所がほとんどで、休憩室や、台所、事務室など独立した部屋がとりにくいようです。どの作業所も、家賃が高くて広いところに移れないでいます。

指導員の身分も不安定です。給料が安く、長年いても、あまり変わりはありませんから、いつ退職されても致し方ない状況です。

作業所の運営は補助金が低く、財政的に苦しいことがうかがえました。

自立生活支援ネットワーク研修に参加して

すずらんの里指導員　高　野　煜　江

はじめに私の事前の認識不足により、自立生活支援の為の研修だとかん違いして参加、そのためにご迷惑をおかけした関係者の方々にお詫びしたい。

研修はまず滝沢氏の開会の挨拶、岡上氏の主旨説明につづいて厚生省の高橋氏から精神保健法と障害者プランの見直し、なかでも大きな取り組みとして精神障害者地域生活支援事業の取り組みの構想があげられた。

しかし厚生省の具体的な施策目標の中で小規模作業所については、『助成措置の充実を図る』とあげられているだけで数値目標がない事実をふまえ分科会へと移った。

作業所とグループホームとに分かれた分科会では各都道府県から抱えている現状の問題点、特に助成金の格差の問題、法内事業、法外事業の問題、及び作業所ネットワークの現状を報告。情報を共有する場として又課題を浮きぼりにする場として今後もこのような会を続けていく必要性が確認され世話人を選出。翌日の分科会では世話人を中心にさらに具体的な問題点を出し合い、補助金、作業所のあり方、職員の質の問題、ネットワークをどう考え実践していく等々が話し合われた。

総括として地域生活支援センター誕生の為には我々は決して傍観者ではない、作業所グループホームのはたすべき役割は何なのか、作業所に対しての評価を再考、あらたな基盤作りネットワーク作りのために今後もこの会を継続することで2日間の幕を閉じた。

私には、今回の研修は全く無知からの厚かましい参加であったが色々な作業所の方々、特に手弁当で頑張っている方々の情熱に出会えた事と、今作業所のおかれている現状について、地方で進んでいる法内施設化の問題とからみ合わせ原点にかえって地域における小規模作業所の役割と特性について考え直すよき勉強の機会を与えられた事を感謝したい。

丹波・但馬地区
精神障害者家族会指導者研修会

と　き　平成8年10月31日（木）
　　10時30分～15時30分
ところ　柏原町木の根センター
講　演　「今こそ考えよう精神障害者の
　　生活支援」
講　師　兵家連会長西浦三郎

マインド in KOBE '96
心と心のふれあい広場

と　き　平成8年11月3日（日）
　　11時～16時
ところ　メリケンパーク
　　海洋博物館ホール
催　物　・模擬店・バザー・もちつき
　　・なんでも名人会
　　・ユーザー交流会
　　・映画会「もうひとつの人生」

神戸・東播地区家族会指導者研修会終る

神戸・東播地区研修会実行委員会

平成8年7月30日神戸市生活学習センターにおいて、平成8年度神戸・東播地区研修会が開催されました。

概要は次のとおりです。

（研修会テーマ）

「障害者プランの推進について」

“今こそ考えよう、精神障害者の生活支援”

1. シンポジウム　～精神障害者の生活支援について～

東加古川病院OT平尾一幸氏をコーディネーターに、和歌山市麦の郷伊藤静美理事、伊丹市東有岡ワークハウス絵所永氏、当事者大村卓也氏、兵家連会長西浦三郎氏をシンポジストに開催。

2. 分科会（1）　～作業所の今後の運営について～

作業所長2名、作業所指導員3名、司会、助言を兵家連理事が担当して討議。

分科会（2）　～家族の悩みと対応を考える～

司会を有馬病院PSW青垣雅彦氏、発言者におなじみの県立光風病院PSW藤田修美氏にお願いして討議。

3. 精神保健に関する相談会

今年は初めてのこころみとして、研修会と相談会を同日開催に致しました。

作業所かけあし訪問記その2

作業所の運営での要は、何といっても人、場所、お金です。財政的に安定していないと、人材の確保も、作業所の設備整備も困難となります。作業所運営も不安定となります。

今のところ、作業所活動は、指導員や関係者の熱意と努力と善意で支えられています。本当に頭が下がります。これからもよろしくお願いします。

作業も指導員や関係者の創意と工夫で、手内職だけではなく、作業種目が変わってきており、各作業所に、その作業所の特徴が出てきています。

これからの作業所は、地域の中に、質の違った作業所をいろいろ用意して、利用者が自分のニーズに応じて選べるように、選択肢を広げる作業所づくりが求められていることを感じました。

作業所運営を安定化し、人材を得て作業所の機能分化をしていくためにも、補助金の大幅な増額を要求していきたい、とつくづく思ったことでした。

投　稿

「きちがい」考

大　村　卓　也

私は幼少よりどうも「きちがい」に縁があったらしい。小学就学前は一日に五・六冊の本を読み漁り「本気違い」と云われた。長じて大学在学中に碁に懲り始め「鳥の啼かぬ日はあっても碁を打たぬ日はない」と云われるほど碁狂いになった。そして就職した途端人が訳もなく恐くなるという本物の立派な気違いに成長したのである。

れっきとした気違いになった私は堂々と精神病院と碁会所を往復した。

気違いになったのは、家人に云わせれば碁狂が嵩じたものであり、世人に云わせれば勉強のし過ぎだとの噂だ。私に云わせれば、どちらであろうと一向構わなく時には本気違いを演じ、時には碁狂いを気取る今の境涯は最高である。もうこれ以上の罵言を浴びせられる懼れはないから一。

「口惜しかったら気違いになってみろ、一朝一夕でなれるものではないぞ」と傲然とうそぶく昨今の私である。

つきぬくりごと

— 死ねない老後 —

みなとがわ家族会　山　本　春　義

あと８ケ月で私は八十路に入ります。

10年来週2回の医院通いを続けながらも、案外元気だなと自問自答しながら、毎日が寿命の延長です。

(精神分裂病の妹を看る)

昭和44年11月に、肝疾患とすい臓がん治療中の父が他界し、父と同居していた精神分裂症の妹を看る境遇となり、以来27年の歳月が流れました。在職中は勤務所の変遷と転宅に合わせて、妹の治療先を変更せざるを得ず、単身赴任の場合もあったりして、家内には、医院探し、通院の付添い、同居生活と苦労をかけました。こぼす家内の愚痴を聞き流しつつ、宮仕えの身は仕事優先となり勝で、休みを権利の行使とは言い難く、また休むことが困難な時期と妹の急性期とが重なることもしばしばでした。

保健所の家族教室への出席も、外回りの合間をみて参加したこともあります。

(妹の病状)

昭和33年頃急性症状が激しくなり、豊岡病院へ強制入院となった由です。交通不便な片田舎のこと、退院後の外来治療は不十分だったようです。近くに住む従姉が内職仕事を指導し

てくれたそうですが、殆ど覚えられなかったと父の死後話してくれました。妹も今は66才の老人となり、病歴も33年、今は神戸市兵庫区のM病院に入院しています。退院させて面倒を看ることは、私には物理的、財政的に不可能です。過去合併症による入院3回（内手術2回）その都度私が付添い看護しました。同室患者のさめた目、医療スタッフの事務的言動は針のように感じられました。今も眼科には2～3ケ月毎に受診が必要、歯科も度々、その都度付添わねば、受診不可能です。通院の往復、外泊の往復に行方不明になったことも再三です。また家内も10年来の下肢のひざ関節痛が最近悪化し、歩行困難となり、今年2月～5月にかけ両ひざ人工関節挿入手術を受けました。室内も杖を使用しています。

（死ねない環境）

過去の家族教室では、「先の事を心配せんでも何とかなりますよ」と言われた保健所職員もおられましたが、昭和61年の国民年金法改正以来の精神医療をめぐる状況をみるとき法改正の都度患者負担は増えていきます。妹は障害年金2級以外、収入も財産もありませんし、自活など到底望めません。私には妹の生存中はまだまだ死んではならない老後人生が続くことになります。

兵家連　平成8年度収支予算書（議決　平成8.3.29総会）

（収入の部）

科目	金額	備考
会費	7,000	正会員 賛助会員
補助金等	5,300	県受託金 全国精神障害者家族会連合会、兵庫県精神病院協会等
負担金	1,800	研修会・懇親会等参加者負担金収入
寄付金	3,000	
雑収入	1,000	預金利子 雑収入
特定預金取崩金	2,700	記録集等出版積立取崩収入
前期繰越収支差額	3,898	
合計	24,698	

（支出の部）

科目	金額	備考
普及・啓発事業費	2,850	家族会指導者研修会、講演会、機関紙発行等
精神保健に関する相談事業費	1,500	精神保健なんでも相談会（4地区）電話相談等
精神障害に関する福祉施設等調査事業費	450	施設見学社会復帰に関する研修会等
共同作業所の育成・支援事業費	1,450	地区別作業所部会（4地区）作業所・作業所指導員会への助成等
関係団体との連携事業費	1,030	全国大会分担金負担近畿ﾌﾞﾛｯｸ家族研修会負担金及び参加費等 その他関係団体会費等
その他の事業費	2,700	記録集等の作成
管理費	6,900	人件費、家賃、その他の諸経費
特定預金支出	7,598	退職給与引当金 30周年記念事業積立金繰り入れ金支出等
予備費	220	
合計	24,698	

兵家連活動日誌

役員の動き

8.5.20　にじの会総会　岡野理事
5.21～22　全家連評議員会（栃木県）　西浦会長、東口副会長
5.24　理事会
8.6.3　神戸市障害者施策推進協議会　西浦会長
6.12　広島県連へ　西浦会長
6.15　理事会
6.15　平成８年度総会、講演会
6.21　作業所部会補助金県担当課説明会　関係者
6.26　宝塚家族会総会　西浦会長
6.26　南野前会長令息葬儀参列（西宮）　山本副会長、多田常務理事
6.27　三役会
6.28　神飾峰の会へ　多田常務理事
8.7.1　赤相みのり相生作業所開所式　池田理事
7.3　白ゆり会家族会総会　東口副会長
7.9　東加古川病院へ平尾一幸氏との研修会事前会議　西浦会長　山本副会長
7.19　三役会
7.25　グループホーム「ひらの」開所式　西浦会長
7.30　神戸・東播地区家族会研修会（神戸市内）
8.8.5　三役会
8.6　むぎの芽グループホーム開所式　東口副会長
8.6　丹波・但馬地区研修会準備会（柏原）　西浦会長
8.28　県地域保健課と協議三役

兵家連紙22号の誤り訂正とおわび

22号の記事で誤りがありました。おわびして訂正いたします。

頁	行	誤り	正
9	上から 2行目	蜂の会	峰の会
〃	〃 3行目	神飾蜂の会	神飾峰の会
〃	〃 12行目	蜂の会作業所	峰の会作業所
6	上から15行目	平野町字樋ノ口	平野町芝崎字樋ノ口

編集後記

神戸・東播地区家族会研修会が終わってほっと一息つけましたが、近づく23号の編集が気がかりな８月でした。

今回は、和歌山市岩橋の麦の郷援護寮長伊藤静美様にお願いして福祉活動の貴重なご体験を特にご執筆頂きました。

これからの家族活動に大いにご活用下さい。　（山　本）

KSKP　一九八四年八月二〇日第三種郵便物認可　毎日発行　定価＝五〇円
発行人＝関西障害者定期刊行物協会／大阪市城東区東中浜二丁目一〇―十三　アド企画気付

KSKP（兵家連№23付録）　第三種郵便物認可　通巻3615号　1996年10月24日発行

精神保健福祉講座
№17

こちら精神保健福祉相談室

文責、兵家連相談室　青　木　聖　久

“光陰矢のごとし”とはよく言ったもので、月日が経つのが早いと感じているのは、もしかして私が歳をとってきた証拠でしょうか？

冗談はさておき、念願の「精神障害者保健福祉手帳」が出来てからもうすぐ１年が経とうとしていますが、皆さん実際申請されましたか？利用されていますか？　「手帳」に関する情報をどしどし「兵家連・相談室」までお寄せ頂くと共に、相談も大いに今まで同様にして下さい。　「相談室」は皆さんの真剣な相談、一生懸命生きている姿があってこそ成り立ちますので宜しくお願い致します。　【秘密は厳守します】

☆相談開設日：月・水・金の午前１０時より午後３時
電話番号：０７８（３６０）３６１０
前号に引き続き相談の中の一例を紹介させて頂きます。
（尚、秘密厳守の立場から内容を若干変更させて頂きます。）

［親亡き後の本人（精神障害者）の生活について］

相談者（８１歳女性）：息子は子供の頃から成績優秀で、順調に高校、大学、大学院と進学し、現在は大手電気メーカーに派遣社員として出向しています。現在４３歳なのですが独身で、私達夫婦と同居し、約１時間半かけて会社に通っています。ただ最近急に私に食って掛かってきたり、「自分は近いうちに社長になることが決まっている」と言ったり、そうかと思えば急に甘えてきたりして、どうしたものかと悩んでいます。最初は職場でのストレスからかと思っていたのですが、そういうわけでもなさそうで、、、、。実は、精神科に大学１年の時受診したことがありそれからもよく行かなくなったりするのですが、ずっとかかっていて現在はH先生が気に入ったようで月に１，２回通っています。心配なのは調子が悪くなると仕事を２ヵ月ぐらい休み、家に閉じこもったりすることから、将来私達がいなくなって仕事も出来なくなったらたちまち生活出来なくなると思って、、、、。今からこの子のために生活費を切り詰めて、私達の年金から少しずつでも貯金しようかと相談したりしています。これから先のことを考えると不安でたまりません。どうしたら良いでしょうか？

回答：「親亡き後の生活」について不安がられている親御さんは他にもたくさんおられ、決してお母さんだけが置かれている境遇ではありません。必要以上に不安をつのらせ、また孤独にならないためにも、事実をしっかり確かめて横のつながりを持つことを勧めます。具体的には、本人の病状、今後の生活について主治医の先生、その医療機関にソーシャルワーカーがいればソーシャルワーカーとも話し合う機会を設けてもらって下さい。次に、地域の保健所を訪ね状況を話した上で、家族会等も紹介してもらえばどうでしょうか。実際いろんな苦しい状況を乗り越えられてきた家族の方もたくさんおられ、かなり参考になると共に「ほっ」としたりします。要は、お母さん１人で問題を抱え込まず、主治医の先生はじめ色々な関係機関の人々等の相談出来る人をしっかり作っておくことです。最後に、お母さんが悲観的にならないためにも聞いてもらいたいのですが、もし将来本人が１人になって、仕事も出来なくなったとしますね。その場合、この国はまだまだ社会保障制度が十分とはいえませんが、それでもいろんな社会保障制度の最終的な受皿として「生活保護制度」というものがあります。いろんな財産を探しても（資産活用）、いろんな本人の就労能力等を探っても（能力活用）、いろんな親族等の援助を求めても（扶養義務の履行）、色んな制度を使っても（他法優先）国が定めた一定の基準以下（最低生活費）ならこの制度を利用することが出来ます。そうなれば、生活費のことはもちろんのこと、担当ケースワーカーもいますのでそれ以後の生活についても一緒に考えてくれたりもします。その他にも保健所に精神保健福祉相談員や保健婦もいますので、やはり今から関係機関等を訪ね相談出来る人達を作っていくことが大事になってきますね。今説明した「生活保護制度」はあくまでも一つの例ですけどね。いずれにしても、この世のなかそんなに捨てたものではないんで、普段からあまり過剰に考え込まず、いろんな人と相談しながら、お母さん自身が生き生きと明るく生活している姿が本人にとっては一番安心なのではないでしょうか。

（例）43歳の男性が神戸市内（生活保護級地区分１級地－１）で１人暮らしをし、生活保護(生活扶助等)を受けた場合、支給される１ヵ月の生活費。
３７，５５０円(第1類)＋４１，８１０円(第2類)＋１７，６１０円(障害者加算)
＝９６，９７０円プラス家賃(実費支給)等[以上数字は平成8年度価額]　　*精神障害者保健福祉手帳2級所持の場合

☞生活保護制度はじめ「社会保障制度」は、国民が当然に利用する権利があり利用してこそ意味がありますので、必要に応じて皆さんが利用されることをお勧めします。